

総社市議会議員のハラスメント防止に関する条例をここに公布する。

令和7年6月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第25号

総社市議会議員のハラスメント防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、総社市議会議員（以下「議員」という。）による議員の地位を利用した、職員等に対するハラスメント及び議員間のハラスメントを防止根絶するための措置を講じ、議員及び職員等が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで市政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 市長と総社市に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職、同条第3項に規定する特別職等の職員をいう。
- (2) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他誹謗、中傷、風評の流布等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。

(議長の責務)

第3条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、議員によるハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、ハラスメントの防止根絶を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(議員の責務)

第4条 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び労働意欲を低下させることを自覚認識し、人格を尊重してハラスメントの防止及び根絶に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

3 議員は、ハラスメントに当たる言動があると認められる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。

(処理の申立て)

第5条 議長は、職員等から議員に対するハラスメントが疑われる場合は、当該ハラスメントに係る処理について、市長に申立てを行うものとする。

(プライバシーの保護等)

第6条 議員は、プライバシーの確保に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。